

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 号

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市都市計画まちづくり条例施行規則（平成 1 9 年四日市市規則第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（都市計画提案手続）</p> <p>第 7 条 都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号。以下「省令」という。）第 1 3 条の 4 第 1 項及び条例第 1 5 条第 2 項に規定する都市計画の提案は、都市計画提案書（第 4 号様式）によるものとし、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げる添付書類がある場合はそれらを含む。）を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 省令第 1 3 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）<u>第 2 1 条の 2 第 4 項第 2 号</u>に規定する同意を得たことを証する書類として作成する都市計画提案同意書（第 6 号様式）</p> <p>アからウまで （略）</p> <p>(3) から (5) まで （略）</p>	<p>（都市計画提案手続）</p> <p>第 7 条 都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号。以下「省令」という。）第 1 3 条の 4 第 1 項及び条例第 1 5 条第 2 項に規定する都市計画の提案は、都市計画提案書（第 4 号様式）によるものとし、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げる添付書類がある場合はそれらを含む。）を添えて提出しなければならない。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 省令第 1 3 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）<u>第 2 1 条の 2 第 3 項第 2 号</u>に規定する同意を得たことを証する書類として作成する都市計画提案同意書（第 6 号様式）</p> <p>アからウまで （略）</p> <p>(3) から (5) まで （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（都市整備部都市計画課）